

中短期的目標及び達成状況

《中短期的目標》

- 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年度比55%削減する。
- 廃プラスチック類のリサイクルを促進し、2010年度までに埋立処分量をゼロにする。
- 建設泥土の再生利用量を、2016年度までに2005年度比25%増加させる。
- 優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。

《達成状況》

- 2012年度 最終処分量124万 t (2000年度比63%減)
- 廃プラスチック類の埋立処分量ゼロを実現 (2010年度)
- 2012年度 建設泥土再生利用量124万 t、2005年度比28万 t 増 (約29%増加)
- 産業廃棄物処理業者の第三者評価制度を創設 (2009年度)
認定業者総数254社 (2015年4月まで)
- ※災害廃棄物の処理支援
東日本大震災：167,891 t、大島町土砂災害：11,536 t

これまでの取組実績

○発生抑制・リサイクルの推進

＜最終処分量削減＞

- ・発生抑制対策
九都県市と連携した3R普及促進
(マイボトル使用促進、容器包装ダイエツト宣言等)
- ・水銀廃棄物対策

都が水銀使用製品を廃棄する場合は、回収・処分を義務付け (2013年4月)
蛍光ランプ回収を開始する自治体に財政支援 (8区が新たに実施)

・小型家電リサイクル

小型家電回収を開始する自治体に技術支援や財政支援
(島しょを除く全区市町村で実施)

・食品リサイクル

都内の事業系食品廃棄物の実態を調査 (2013年11月)
九都県市と連携して、食品ロスの削減や消費者へ食べきりを推進

＜廃プラスチック類リサイクル、建設泥土の有効利用＞

処理業者と「廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」を締結
(2009年度139社、2010年度35社)

- ・東京都建設泥土リサイクル指針を改定 (2009年4月)

＜区市町村支援等＞

- ・特別区震災がれきガイドライン作成に参画 (2014年度)
- ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定
(2015年3月)
- ・小笠原諸島及び伊豆諸島における海岸漂着物処理に伴う地域計画
を策定 (2013～2014年度)

○健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進

- ・第三者評価制度を導入
- ・スーパーエコタウンでは、PCB廃棄物処理施設、食品廃棄物処理施設等の9施設が稼働

＜小型家電回収BOX＞



＜食品ロス対策・食べきり推進＞



＜第三者評価制度・認定区分＞



施策実施効果の検証

○発生抑制・リサイクルの推進

- ・3Rの取組が着実に浸透し、廃棄物の最終処分量は減少したが、発生抑制の取組は継続が必要
- ・水銀対策の取組の方向性を受けて、都医師会では会員から水銀血圧計を回収
- ・都内自治体で小型家電回収を開始し、リサイクルに係る普及啓発、分別排出の気運が醸成
- ・都内では、食品廃棄物対策として、外食産業への重点的な対応が効果的
- ・建設泥土の再生利用指定制度を改正するなど、リサイクルを促進する態勢を整備

○健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進

- ・都立病院、都医師会では、第三者評価制度認定事業者を契約
対象として優良な事業者を優先するなど制度が浸透
- ・都内産廃中間処理のスーパーエコタウンでの処理率は10%
スーパーエコタウンでは年間1万人以上の見学者を受入れ

＜スーパーエコタウンでの見学＞



課題 (目標達成に向けて、その他状況の変化等)

○サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」の推進

- ・食品ロスの削減、使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、資源ロスの削減の促進が必要
- ・再生砕石・再生骨材コンクリート利用など、エコマテリアルの利用の促進が必要
- ・事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり、廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止など、
廃棄物の循環利用の更なる促進が必要

○首都直下型地震に備えた震災廃棄物対策 (区市町村支援、広域処理体制の構築)

○第三者評価制度の定着推進、優良な処理業者の更なる育成支援

大気汚染物質の更なる排出削減

中短期的目標及び達成状況

〈中短期的目標〉

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成し、2016年までに、より低濃度で安定した状況にしていく。
- 局地高濃度汚染を、2010年度までに改善する。
- 光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする。

〈達成状況〉

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）ともに、ほぼ達成
年平均濃度は、浮遊粒子状物質はここ数年で横ばいか減少傾向、二酸化窒素は緩やかな減少傾向
- 局地高濃度汚染については、自排局における二酸化窒素の環境基準達成率が62%（2006年度）から94%（2013年度）に向上

- 2014年度の光化学スモッグ注意報発令日数は9日（2006年度は17日）

【大気汚染物質の環境基準達成状況（2013年度）】

物質名	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O _x)
達成状況	一般局: 44/44 自排局: 33/35	一般局: 46/47 自排局: 33/35	一般局: 3/45 自排局: 0/35	一般局: 0/41

これまでの取組実績

○自動車に起因する大気汚染への対策

- ・ディーゼル車排出ガス規制の近隣自治体との連携実施、違反取締りの継続実施
- ・中小企業等への指定低公害・低燃費車の融資あっせん 981台（2008～2014年度）

○大気汚染対策の更なる展開（自動車に起因するものを除く）

〈固定発生源等への対策〉

- ・法に基づく規制指導（立入検査）265事業所、（ダイオキシン類：56事業所）（2013年度）
- ・ばい煙排出量調査により、毎年、事業所のばい煙施設管理状況等を確認（対象：約4,300事業所、回収率：約93%）
- ・法規制の対象外である小規模燃焼機器について、認定制度を拡大（399機種認定）

〈オキシダント対策・VOC対策〉

- ・VOC対策アドバイザー派遣（84件）、VOC対策セミナー開催（2008年度以降57回、延べ3,133名）等により、中小企業等の自主的取組を促進

〈船舶からの排出ガス対策〉

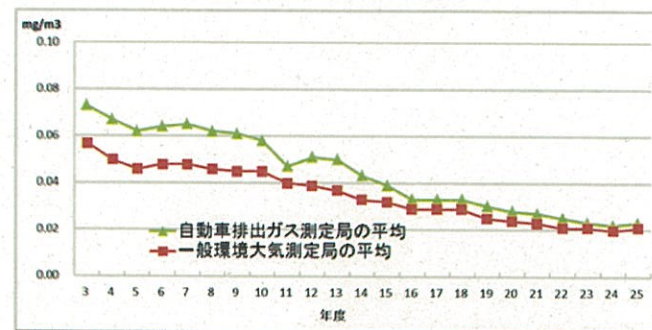
- ・東京港では、国際的な環境対策プログラムESIに日本で初めて参加し、外航船舶に対する入港料減免のインセンティブを導入（2015年4月）

○未規制分野（計画策定時）への取組等

〈微小粒子（PM_{2.5}）対策〉

- ・学識経験者による検討会を設置し、生成メカニズムの解明及び削減対策等の基本的方向性を整理（2011年7月）
- ・すべての測定局に連続測定器を設置し、常時測定体制を強化（2012年度設置完了）
- ・都内82箇所の測定局で大気汚染の状況を24時間連続測定し、リアルタイムで公開

〈SPMの年平均濃度の推移〉



〈VOC対策ガイド（工場内編、建築・土木工事編）〉



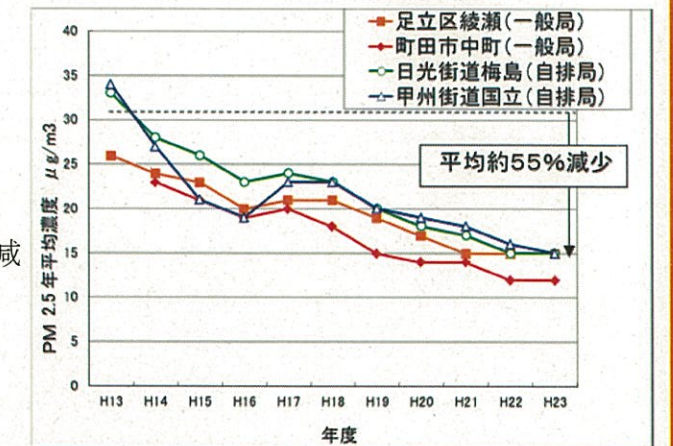
施策実施効果の検証

○自動車に起因する大気汚染の更なる低減

- ・これまでの取組の結果、自排局の二酸化窒素の環境基準達成率が向上し平均濃度も低下
- ・都の対策等により低公害・低燃費車の開発・普及が促進され、都内保有台数の約2割まで増加

○固定発生源等への対策による大気環境の改善

- ・東日本大震災以降、固定発生源からのNO_x排出量は増加傾向
- ・産業部門からのVOC排出量は2000年度比で約4割削減
- ・オキシダントの平均濃度はやや上昇傾向にあるが、高濃度出現時間は減少
- ・都内大気中のPM_{2.5}濃度は、2011年までの10年間で55%減少



課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- NO_x排出量の更なる低減に向け、未規制燃焼機器等への対策を強化していく必要
- オキシダント・PM_{2.5}の濃度低減に向け、二次生成等の汚染メカニズム解明に係る調査研究を継続して行い、未規制分野も含めた効果的な対策の検討・実施
- 海洋汚染防止条約（マルポール条約）における燃料油の硫黄分濃度の上限値（2020年又は2025年に3.5%→0.5%に強化）など、船舶からの排出ガスに係る規制強化等に円滑に対応していく必要

化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組

中短期的目標及び達成状況

《中短期的目標》

- 化学物質の環境への排出量や、環境リスクの低減傾向を維持・促進する。
- 化学物質等の環境への排出量など暴露情報だけでなく、毒性情報も含めた総合的な指標を「環境リスク」として検討し、予防原則を踏まえた目標を設定する。
- 2016年までに、河川のBOD環境基準及び海域のCOD環境基準を100%達成する。
- 首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。
- 有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。

《達成状況》

- 化学物質の環境への排出量：2006年度5,165 t ⇒ 2013年度3,030 t
- 環境リスクが高い可能性のある化学物質の選定及び選定物質のリスク評価手法について検討
- 河川BODは56水域中55水域で達成、海域CODは東京湾評価対象4水域中1水域で達成（2013年度）
- 1都6県の不法投棄件数：59件（2013年度）（2005年度比 76%減）
- PCB廃棄物、感染性廃棄物、飛散性アスベストについて、処理体制を確立

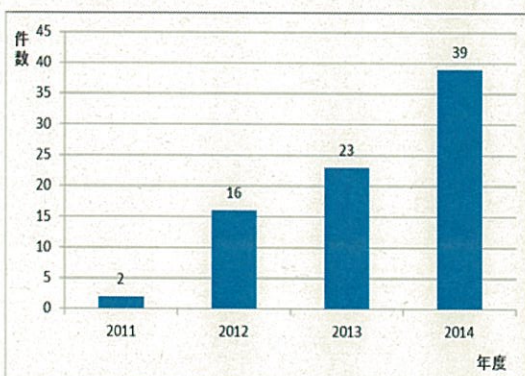
これまでの取組実績

- 化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進
 - ・化学物質適正管理制度（2001年度）の着実な運用
 - ・都内2ヶ所のモデル地区で学習会や意見交換会等を実施

○土壌・地下水汚染対策

- ・中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン作成（2010年）
- ・円滑な土壌汚染対策を支援するための中小事業者に対する助言等の実施（土壌汚染対策アドバイザー派遣件数：80事業所）（2011～2014年度実績）

＜土壌汚染対策アドバイザー派遣件数＞



○水質汚濁対策

- ・合流式下水道改善（降雨初期の下水を貯留する施設の貯留量114万m³）（2014年度見込み）
- ・河川しゅんせつ（529千m³）（2008～2014年度見込み）
- ・東京港 汚泥しゅんせつ（309千m³）、覆砂（3千m³）（2008～2014年度見込み）

○廃棄物の適正処理の促進と不法投棄対策の徹底

- ・産廃排出事業者に対して講習会実施等により排出者責任を徹底
- ・東京都環境公社及び東京都医師会と連携して医療廃棄物の適正処理を推進
- ・廃棄物の発生段階からの不法投棄対策を実施（立入1,194件、追跡16件）（2015年3月現在）
- ・中小事業者に対して微量PCBの分析及び処理費の一部を補助
- ・違法な不用品回収業者対策として、立入指導を実施、対応マニュアルを作成して区市町村と合同で対策を実施

＜産業廃棄物運搬業者の指導＞



○その他（一般環境中の新たな健康影響物質等への対応）

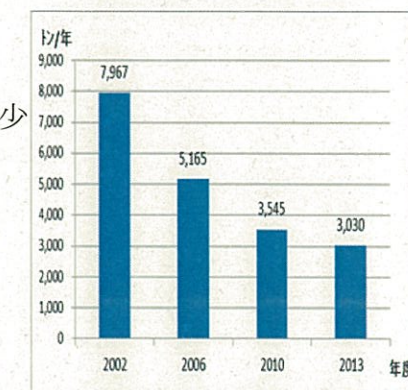
- ・区市や東京労働局等と連携してアスベスト適正処理を推進
- ・区市に対して、研修実施、立入検査支援等の技術支援

施策実施効果の検証

○化学物質等の適正管理、土壌汚染など「負の遺産」の解消

- ・化学物質の排出量は、2013年度は2002年度比で約6割削減するなど、総量は低減傾向
- ・水質に関して汚濁負荷量は排水規制や下水道整備により着実に減少

＜化学物質の排出量の推移＞



○廃棄物の適正処理の促進と不法投棄対策の徹底

- ・排出事業者の特性に応じた講習会を実施し、全体のレベルアップに貢献
- ・感染性廃棄物を排出段階から処分までを管理する仕組みの構築
- ・中小事業者のPCB処理に対して財政支援を確立し、処理を促進

○その他（アスベスト飛散防止対策）

- ・アスベスト適正処理を進める問合せ等の増加など、改善効果がみられるも、法改正後の解体工事現場への立入検査により、無届の工事が発覚

課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- 住宅と混在している事業所周辺での健康リスクを評価し、排出量が多いと考えられる化学物質に対して適正管理化学物質への追加を検討する必要
- 中小事業者が適切な土壌汚染対策を実施できるよう継続的な支援が必要
- 東京湾内湾については、貧酸素水塊による水生生物への影響が生じているため水質や水生生物等の調査を継続し、国や関係自治体と連携した取組が必要
- 産業廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、引き続き処理業者等に対する監視が必要
- PCB廃棄物の処理期限（2027年3月）までに確実に処理を進める必要
- 発注者及び解体工事業者への周知、労働基準監督部局等と連携した無届アスベスト解体対策が必要

生活環境問題の解決（騒音、振動、悪臭等対策）

中短期的目標及び達成状況

《中短期的目標》

- 日常生活における騒音の一般環境基準を達成するとともに、都民の生活感覚に対応した都市生活環境を確保する。
- 航空機、新幹線、在来線及び道路交通の各騒音について、環境基準等を達成する。
- 道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下に改善する。
- 工場・事業場等やビルピットから生じる悪臭の根絶を目指す。
- 良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりの重要な要素のひとつとして位置付け、住民と行政の協働による快適な都市生活環境の創出を目指す。

《達成状況》

- 日常生活における騒音の状況は改善されてきているが、苦情の件数は増加傾向
- 交通騒音（航空機、新幹線、道路等）に関する環境基準等は大幅に改善してきているが、一部未達成地域が残存

【交通騒音に関する環境基準達成状況】

	航空機			新幹線		道路		
	東京国際空港 (羽田)	横田飛行場	厚木飛行場	東海道新幹線	東北新幹線	昼間	夜間	住宅系地域の 夜間要請限度
2006年度	100%	69%	14%	77%	100%	88%	77%	87%
2013年度	100%	75%	64%	94%	100%	95%	89%	93%

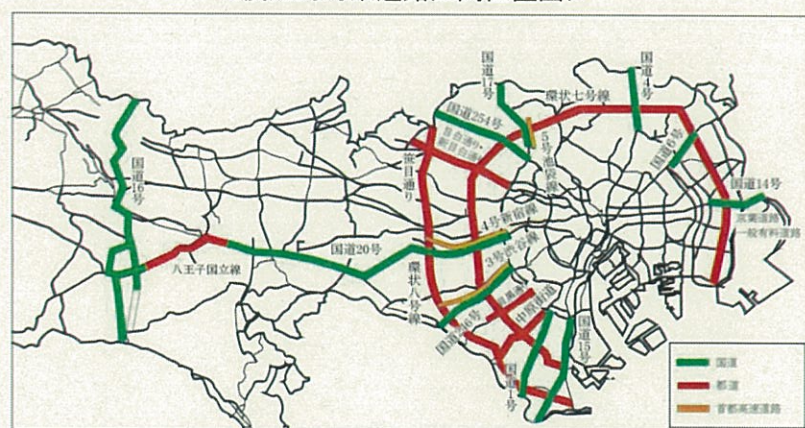
- 都市特有の悪臭の防止や良好な「音環境」・「かおり環境」等を含む快適な都市生活環境の創出に向けた検討を行い、関係局や区市等と連携して対策の普及を促進

これまでの取組実績

○都市・生活騒音対策

- ・法令に基づき、工場、事業場等へ規制指導を実施
- ・区市と連携して条例の運用解釈に係る検討会を設置、国の通達や行政実例等を増補した条例関係ハンドブックを作成
- ・「子供の声」に関して、子供の健やかな成長・育成を図りつつ、騒音問題の解決に資するよう条例を改正

＜優先的対策道路区間位置図＞



○道路交通騒音・振動対策

- ・優先的対策道路の低騒音舗装の普及率93%

○航空機、鉄道における騒音、振動対策

- ・東京国際空港の分布調査地点を拡充、立川飛行場周辺を航空機騒音の環境基準指定地域に指定、横田・厚木基地の訓練飛行等による地域住民の日常生活への影響防止、航空機の低騒音化推進等を国へ要請
- ・東海道新幹線等について鉄道事業者や国に対して対策を要請

○悪臭対策

- ・区と関係局が連携し、「ビルピット臭気対策マニュアル」を作成（2008年度）
- ・大気汚染、悪臭関係基準集の改定（2012年度）

施策実施効果の検証

- 騒音に関する環境基準の達成率は、計画策定以前に比べて、着実に向上
- 一方、騒音・振動に関する苦情は、都内の公害に関する苦情の約半数を占めており、建設作業に伴う苦情が増えたことで、全体件数の増加につながっている。
(騒音に関する苦情は、3148件（2008年度）から4055件（2012年度）へ毎年増加傾向)
- 都民の快適な生活環境を確保するためには、環境基準が未達成となっている地域等の改善に加え、苦情等の減少に資する解決方法が求められてきている。

課題（目標達成に向けて、その他状況の変化等）

- 環境基準の達成率向上に向け、今後も継続して、適合状況を調査するとともに、改善に向けた関係者間の調整を適切に図っていく必要
- また、苦情増加の要因分析を行い、区市が効果的な指導を行えるよう継続的な支援（研修開催や技術的助言）が必要
- 生活環境問題には、話し合いやコミュニケーションを通じた地域での円滑な解決を促す方策が必要

市街地における豊かな緑の創出

中短期的目標及び達成状況

《中短期的目標》

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出
- 2016年に向けて、街路樹を100万本に倍増
- あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全

《達成状況》

- 2007～2013年度の7年間で新たな緑を約625ha創出
(都市公園など394ha、校庭芝生化85ha、あらゆる都市空間146ha)
- 2007～2013年度の7年間で街路樹を約89万本整備
- 2009年度に開発許可制度や緑化計画書制度の強化見直し実施

【東京のみどり率の推移】

年	2008	2013	2013-2008
区部	19.6%	19.8%	0.2
多摩部	67.4%	67.1%	△0.3
都全域	50.7%	50.5%	△0.2

これまでの取組実績

○既存の緑の保全など、より質の高い緑の確保

- ・自然保護条例を改正し、緑化基準の引き上げや既存樹木樹林の保護検討義務を追加(2009年)
- ・既存建築物に一定規模以上の屋上緑化をする事業者、経費の一部を補助するモデル事業を実施(2008年度、3件)
- ・2012年に生物多様性地域戦略「緑施策の新展開」を策定し、緑の量を確保する取組に加え、緑の質を高める視点を強化する緑施策の新たな方向性を提示
- ・都民・企業に生物多様性に配慮した植栽を広めるため、「在来種選定ガイドライン」を作成・公表(2014年5月)
- ・「江戸のみどり復活事業」により、先進企業と協力して、技術的ノウハウの収集・蓄積等(2014年度～)、区市町村の先導的な取組を財政支援(2013年度1自治体、2014年度4自治体)
- ・開発・植栽計画における緑の質を定量的に評価する「生態系評価手法」の試行版を作成し、民間事業者とともにトライアルを実施(2015年度末まで)

○あらゆる都市空間での積極的な緑の創出

- ・都内の公立小中学校、幼稚園をはじめ私立学校等の校庭芝生化を推進
- ・区市町村が継続的に校庭芝生化に取り組めるよう、維持管理に係る技術的相談窓口の設置等を実施
- ・街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備、水辺の緑化
街路樹累計88.5万本創出、都市公園等301ha創出、水辺の緑化37.3ha創出(いずれも2007～2013年度実績)

○緑のムーブメントの推進

- ・「緑の東京募金」募金額、累計9億320万1,637円(平成27年2月末現在)

＜再開発により生まれた緑＞

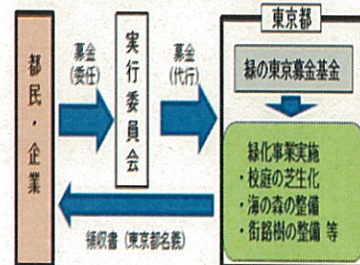


アーキヒルズ仙石山森タワー
「コゲラの庭」

＜整備された街路樹イメージ＞



＜緑の東京募金の仕組み＞



施策実施効果の検証

○既存の緑の保全など、より質の高い緑の確保

- ・緑化計画書制度、開発許可制度の基準の強化など緑地を確保する取組を制度化
- ・平成25年みどり率は、調査開始以来初めて区部で増加に転じるなど、緑化計画書制度による緑の創出が一部寄与
- ・「江戸のみどり復活事業」により、区市町村による在来種植栽の実施、先進企業の実地検証等による管理ノウハウの蓄積・情報発信がなされ、在来種植栽への関心が向上

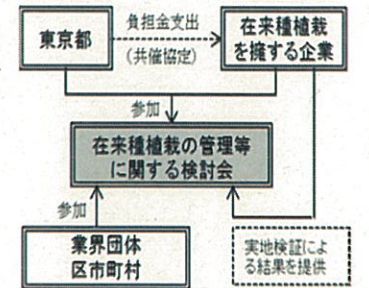
○あらゆる都市空間での積極的な緑の創出

- ・校庭芝生化により、暑熱環境の改善や砂埃防止など環境面で効果。また、地域コミュニティの形成促進や環境学習等での活用
- ・豊かな街路樹や緑の拠点となる都市公園の整備により、潤いある環境を創出

○緑のムーブメントの推進

- ・「緑の東京募金」を通じて、「海の森の整備」が2010年度目標額達成、「街路樹の倍増」も2015年度をもって整備目標100万本を達成予定

＜江戸のみどり復活事業スキーム＞



＜海の森の整備後のイメージ＞



課題(目標達成に向けて、その他状況の変化等)

- 緑地の確保、屋上等の緑化を推進してきたが、今後は、量の確保とともに生物多様性の保全など緑の質にも配慮した緑化の促進が必要
- 「在来種植栽」に焦点を当て、その意義や管理手法の知見を広く発信するとともに、目指すべき在来種植栽の目安を定量的に明示する「生態系評価手法」確立し、生態系に配慮した緑化を普及が必要
- 生物多様性の回復に向けて、在来種植栽の意義理解の促進、管理手法の知見充実等のため、取組の成果を広く提供していくことが必要
- 2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けて、あらゆる機会を捉えて、身近な緑を創出していくことが必要
- 緑の募金充当事業の一部終了を機に、緑の保全・創出や生態系配慮の観点から募金の見直しが必要